令和７年度　空き店舗及び空家利活用事業補助金募集要項

令和７年５月１４日

１．事業の目的

西会津町内に存在する空き店舗及び空家を利活用して新たな事業を実施する個人及び事業者に対して、空き店舗及び空家の改修費用又は実施する事業における必要経費を補助することで空き店舗及び空家の利活用モデルケースを作り解消に繋げるとともに、町の経済活性化を図ることを本補助金の目的としています。

２．補助対象者

本補助金の対象者は、次の（１）～（７）の全てを満たす者としています。

（１）町税等の未払いが無い者

（２）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員に該当しない者

（３）西会津町内の空き店舗（現在営業目的に利用されていない店舗をいう）及び西会津町内の空家（現在使用されていない建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用が常態であるものをいう）を賃借又は購入した者。ただし、貸主又は売主が生計同一者又は２親等以内の親族である場合は除く。

（４）町が経済産業省から認定を受けている創業支援事業の創業セミナーの修了認定を受けている者、又は申請年度内のセミナー受講が確約できる者

（５）空き店舗及び空家において、新規創業し自ら経営する事業、既存事業とは別分野で新規企画し自ら経営する事業（第二創業）又は、現在事業を経営している者が多店舗展開をする事業を実施する者

（６）これまでに本補助金の交付を受けたことが無い者

（７）創業後３年以上継続して営業を行うことが見込まれる者

３．補助対象業種

本補助金の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という）は次に掲げるものとします。

（１）情報通信業，卸売業・小売業，金融業・保険業，不動産業，物品貸借業，宿泊業・飲食サービス業，教育・学習支援・医療・福祉，複合サービス業，サービス業など，生活者や旅行者及び他の事業者の利便性に寄与する業種。

（２）人が集まる交流拠点、カルチャーセンターなど商店街の魅力向上に寄与する施設の運営。ただし，公序良俗の観点や地域住民感情から理解が得られない施設は除く。

４．補助対象経費

本補助金の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という）は次に掲げるものとします。

≪空き店舗及び空家の改修工事にかかる経費≫

（１）室内間仕切り・ドア

（２）給排水設備

（３）室内照明設備
（４）空調・冷暖房設備
（５）トイレ
（６）看板
（７）対象工事に係る諸経費
（８）備品購入費
（９）その他町長が必要と認めたもの
※設計費，支払利息等は除く。

≪事業実施にかかる経費≫
（１）賃料（建物部分のみ)、各種使用料
（２）謝礼
（３）需用費（消耗品、印刷費）
（４）光熱水費及び燃料費
（５）通信運搬費（ネット使用料、郵送運搬料）
（６）委託料（設計委託除く）
（７）その他町長が必要と認めたもの

なお、住居と事業所が一体になっている建物の改修等を行う際には、事業に用いる部分の経費のみが対象経費となります。ご承知おきください。

５．補助対象期間

本補助事業期間は、交付決定日からその交付決定日の属する当該年度３月末日までとします。

６．補助率等

本補助金における補助率等は以下のとおりです。

補助率	補助対象経費の３分の２
補助上限額	１００万円

例）補助対象経費が１８０万円の場合
１８０万円×２/３＝１２０万円
この場合でも上限額１００万円につき、補助額は１００万円となります。
８０万円の自己負担となります。

補助対象経費が９０万円の場合
９０万円×２/３＝６０万円
上限額１００万円ですが、この場合の補助額は６０万円となります。
３０万円の自己負担となります。

７．補助事業のスキーム

創業塾受講

例年１０月から１月にかけて開催している創業セミナー（創業塾）を規定回数受講していただきます。事業開始まで間に合わない場合は当該年度中の受講も可能です。

計画・空家手配

事業を計画し、拠点となる空家又は空き店舗を探して空家の持主と売買又は賃貸借契約を締結してください。

申請書類提出

提出期限までに申請書類を提出してください。

書類審査

提出いただいた資料を精査し、不足する書類等がある場合は再度ご提出いただきます。

審査会

有識者等による審査会を開催します。申請者も参加の上、事業説明・質疑対応をお願いします。

結果通知・支給決定

審査結果を通知し、補助金の支給決定をさせていただきます。

事業実施

補助事業を実施していただきます。実際の物品購入等はここから開始してください。

実績報告

事業完了後、実績報告をしてください。（当該年度１月末日までに町に報告してください）

補助金額確定

実績報告を元に、最終的な補助金額を確定します。

補助金請求・支払

確定した補助金額で請求をいただき、補助金を支払いいたします。

８．申請手続き

（１）募集期間

令和７年５月１４日（水）～令和７年７月３１日（木）

（２）申請先

西会津町役場　商工観光課　商工観光係

Mail:syokou@town.nishiaizu.fukushima.jp

（３）申請方法

上記アドレスまでメールにて以下書類を提出してください。

（ア）補助金交付申請書（様式第１号）

（イ）事業計画書（様式第１号）

（ウ）補助事業収支予算書（様式第１号）

（エ）補助金の額の算出根拠を示す資料

（オ）空き店舗及び空家の売買契約書の写しまたは賃貸借契約書の写し

（カ）（建物改修の場合）改修する建物の平面図及び立面図

（キ）その他、町長が求める資料（既に事業を営んでいる場合や別の事業を経営している場合はその決算資料等を追加で求める場合があります）

９．審査

審査は補助対象者に該当するかどうかを判断した後、以下の手順で行います。

（１）書類審査（８月上旬を予定）

提出された書類を精査し、不足している書類等を確認します。

審査会によるヒアリング前に確認しておくべき内容等、この時点でお聞きします。

（２）審査会審査（８月下旬を予定）

外部有識者を含め組織される審査委員会により、事業計画書・収支予算書等の提出された書類に基づくヒアリングによる審査会を行います。

上記（１）（２）の後に採択の可否を判定します。結果は書面にて申請者に通知します。

審査の主な着眼点は以下のとおりとなります。

◎その事業が本当に西会津で成立するのか（顧客はいるのか、需要はあるのか）

⇒見込顧客がどの程度いるのか、地域内外でどういった需要があるのか、しっかりと把握できている事業かどうかを審査します。

◎無理のない収支計画・資金繰りが考えられているか

⇒ずっと売り上げがマイナス、自己資金の投資も０円、自分の手取り収入も０円、支出は流動的でよく分かりません、といった収支計画ではないかを審査します。

◎申請者の人間性・起業人的性格・起業家としての伸びしろ

⇒書類の提出期限や時間を守ることができるか、自分で言ったことを守れるか、他人の指導を素直に受け入れられるか、法や規則を守れるか、等を審査します。

◎明確な目標、ゴールの設定が出来ている事業であるか

⇒作った商品、提供するサービスの出口があるのか。どれくらい稼いでどんな事業にしていきたいのかを自分で決められているか、等を審査します。

１０．交付決定

審査結果の通知後、補助金の交付にかかる手続きを行っていただきます。

審査結果によっては、補助金の交付に一定の条件が課せられる場合があります。

１１．実績報告

補助事業完了後、３０日以内又は当該年度３月末日までのいずれか早い日までに以下書類をご提出により補助事業の実績報告をしていただきます。

（１）補助金実績報告書（様式第３号）

（２）補助事業収支決算書（様式第３号）

（３）補助対象経費にかかる領収書類の写し

（４）補助事業の成果品（取得した資格の証明書の写し、法人登録事項証明書の写し、開発した商品やサービスの概要が分かる物など）

（５）補助金の経過等を記録した写真、印刷物等（修繕、工事の前後写真等も）

（６）その他、町長が必要と認めた書類

１２．補助金の交付

実績報告を提出後に補助金額を確定させ、補助金請求書を提出していただき交付となります。

ただし、概算払を受けようとする場合はこの限りではありません。

１３．概算払

交付決定後、必要な場合は概算払を請求することができます。

その際は、概算払請求書を提出していただきます。

１４．交付決定後の注意事項

（１）交付決定後、実施する事業の内容を変更する場合、又は実施を中止する場合は事前に町に申請し承認を得ることが必要です。

（２）補助事業終了の翌年度から起算して５年間、事業継続実態調査にご回答いただきます。

（３）補助事業にかかる帳簿や支出の根拠となる書類については、補助事業終了の翌年度から起算して５年間保管し、必要に応じて提示していただきます。

１５．補助金の返還

次にいずれかに該当する場合は、補助金の支給決定を取消し、補助金の一部又は全部を返還していただきます。

（１）補助金を補助事業以外の用途に使用した時

（２）補助事業を変更又は中止し不用額が発生した時
（３）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた時

１６．その他

その他、申請にあたっては以下事項にご留意ください。

（１）空き店舗及び空家を賃借し、改修する場合には「賃貸借契約終了時の現状復旧の要否」について契約書等で貸主と取り決めをしておくことをお勧めします。
（２）空き店舗の直近の運営状況、空家の直近の居住状況について、現地訪問による確認等をさせていただく場合がございます。ご承知おきください。
（３）補助対象経費において、パソコン・タブレット・カメラ等の汎用性が高い物品の購入については対象外とさせていただく場合があります。